

資料 4 - 2

市町における障がい者差別解消支援地域協議会の設置状況

市町名	差別解消支援地域協議会									
	設置 済み	うち共同 で設置	組織形態					設置 予定	未定	予定 なし
			差別解消法	基本法	総合支援法	虐待防止法	工夫点等			
津市	○				○					
四日市市	○		○							
伊勢市	○			○	○	○	必要に応じて部会を設置し、部会の決定を協議会の決定とすることで、内容により迅速な意思決定が行える。			
松阪市	○		○							
桑名市								○		
鈴鹿市	○		○							
名張市	○			○			会議体が多いため、負担とならないよう配慮した。			
尾鷲市									○	
亀山市	○		○							
鳥羽市	○			○	○					
熊野市								○		
いなべ市	○				○					
志摩市	○			○		○				
伊賀市	○				○					
木曽岬町									○	
東員町	○				○					
菰野町									○	
朝日町									○	
川越町									○	
多気町	○				○					
明和町	○				○					
大台町	○				○					
玉城町	○					○	高齢者等虐待防止ネットワーク会議と共同で設置している。			
度会町	○				○					
大紀町									○	
南伊勢町									○	
紀北町									○	
御浜町								○		
紀宝町								○		
合 計	17	0	4	4	10	3	—	4	8	0

差別解消法・・・障害者差別解消法（第17条）に基づく地域協議会の位置付けのみを有している。

基本法・・・障害者基本法（第36条）に基づく合議制の機関の位置付けを兼ねている。

総合支援法・・・障害者総合支援法（第89条の3）に基づく協議会の位置付けを兼ねている。

虐待防止法・・・障害者虐待防止法に基づくネットワークの位置付けを兼ねている。